

広告運用代行に関する契約書

依頼者（以下「甲」という。）と
ITサポートねりま（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

- 1 ITサポートねりま（以下「乙」という。）は広告の出稿、運用業務を受託する。
- 2 依頼者（以下、甲とする）は、乙が業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 検索キーワードの提示

- 1 乙は甲に対して広告が掲載される検索キーワードを提示する。しかし、キーワードが関係しない広告はこれの限りではない。
- 2 甲は乙の提示したキーワードに了承した上で広告の出稿を承認する。

第3条 業務

- 1 乙は甲に関連性の高いキーワード情報の提示する。
- 2 乙は広告に必要なキャッチコピーを作成する。
- 3 乙は広告掲載先へ広告料金の支払いを行う。

第4条 契約期間

- 1 契約は1ヶ月単位で双方の合意の元、1ヶ月単位で延長する。

第5条 料金

- 1 料金は先払いで1ヶ月分の料金を支払う。
- 2 支払い方法は特別な取り決めがない限り、銀行振り込みとする。
- 3 広告の掲載に必要な予算を支払い後、広告は掲載される。
- 4 広告の掲載に必要な予算は、乙が各広告掲載先へ事前に支払う必要があるので返金はしない。

第6条 通知

- 1 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適切と判断される通信手段により行うものとする。
- 2 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
- 3 ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第7条 申込後の取消、修正、解約

- 1 乙は初回申し込みから7日間のクーリングオフ期間を設ける。しかし消化済みの広告料金の返金はしない。
- 2 クーリングオフ期間後は一切の返金に応じない。
- 3 甲、乙双方の特別な合意の上で、先払いした月額契約料金の未契約期間分の料金は返金に応じる。
- 4 広告掲載の予算として支払った金額は返金できない。広告掲載中に甲、乙の契約が終了した場合、広告の予算を使い切るまで広告は掲載され、残金が無くなり次第、掲載が終了する。

第8条 責任制限

- 1 乙は、直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、月額料金の金額を超えて責任を負わない。

第9条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく契約を解約することができるものとする。

- 1 本契約に基づく代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
- 2 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- 3 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
- 4 第10条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
- 5 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第10条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第11条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第12条 協議および管轄裁判所について

- 1 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
- 2 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第13条 暴力団排除条項

甲が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会勢力であることが判明したときは、乙は何らの催促を要することなく本契約、又本契約に関わる全ての契約を解除出来る事とする。

以上